

令和5年度 第22回庁議要旨

日時：令和6年2月14日（水）
午後2時～午後2時35分
会場：庁議室

[審議事項]

1 テラチャージ株式会社とのカーボンニュートラルに関する連携協定の締結について（市民生活部）

本市では、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギー等の利用促進に取り組んでおり、新たな取組として、テラチャージ株式会社（旧テラモーターズ株式会社）より、公共施設へのEV充電インフラの共同設置について提案を受け、これまで公共施設9施設に18基のEV充電インフラを設置した。

引き続き、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を連携して行っていくため、連携協定の締結に向けた協議を進めてきた。

同社との協議が整ったことから、カーボンニュートラルに関する連携協定を締結し、相互の連携・協力のもと、環境問題への意識啓発に繋がる地域づくりを目指す。

(1) 主な内容

ア 協定内容

- ①地域のカーボンニュートラルに向けた取組に関すること
- ②EVの普及促進に関すること
- ③公共施設へのEV充電インフラの設置及び管理に関すること

イ 協定締結期間

協定締結の日から10年間（1年間ごとに自動更新）とする。

(2) 今後の予定

令和6年3月21日 協定締結式

2 （仮称）大橋保育園の民間誘致による設置について（保健福祉部・教育委員会）

令和5年2月に策定した「第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画（以下「再編計画」という。）」に基づき、将来的にも安定した保育需要量が見込まれる地区における公立施設の民営化事業として、水押保育所、水明保育所、住吉幼稚園を廃止し、新たな保育施設を設置することとしている。

なお、再編計画において、住吉幼稚園の後継施設としては、1号認定こどもを受け入れられる旧市内唯一の公立施設である、湊こども園とする変更を行う予定としている。

水押保育所と水明保育所を廃止し、必要な保育供給量の確保と人的資源の有効活用を図るため、民間誘致による（仮称）大橋保育園を設置する。

(1) 主な内容

ア 新たに設置する施設の概要

施設名	（仮称）大橋保育園
設置施設	私立認可保育所
開園予定	令和8年4月1日

予定認可定員 60名程度

開設場所 石巻市大橋一丁目1番2の一部（敷地面積：約4,310㎡）

選定方法 公募

イ 廃止する施設の概要（入所状況等を含む）

保育所名	水押保育所	水明保育所	適要
所在地	水押二丁目11-20	水明南一丁目12-21	
定員	60名	60名	令和5年4月1日時点
敷地面積	1,988㎡	1,383㎡	
延床面積	522.8㎡	428.1㎡	
建築年度	昭和48年度	昭和53年度	
建物構造	木造	木造	
入所児童数	40名	36名	令和5年4月1日時点
職員数	保育士13名、調理員3名	保育士7名、調理員3名	令和5年4月1日時点

(2) 今後の予定

令和6年	3月	保育所設置・運営事業者公募開始
	5月～8月	保育所設置・運営事業者選定
	8月	水押保育所・水明保育所保護者説明会（事業者決定）
令和7年	2月	建設費補助金事前協議（国・市）
	4月	国からの建設費補助金内示
	6月	令和7年市議会第2回定例会に関係予算案について提案
令和8年	4月	開園

[報告事項]

1 公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団との「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業」に関する協定の締結について（総務部）

本市では、東日本大震災や令和元年台風19号等の災害の教訓を踏まえ、公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団（以下「B&G財団」という。）が実施する「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業」を活用し、令和4年度から防災倉庫や重機等の整備、重機操作研修等を実施してきた。

本事業の活用にあたっては、B&G財団の支援終了後も、研修会や他自治体との緊急時相互支援が要件とされていることから、先般、「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業」に関する協定を締結した。

(1) 主な内容

ア 事業内容

- ①自治体間の相互支援体制構築及び連携の促進
- ②災害発生時に支援が必要と判断された場合の物的及び人的支援等の実施
- ③災害発生時に支援が必要と判断された場合の民間団体等への機材の貸出等
- ④市関係部局及び外部の関係機関との連携・調整
- ⑤配備した機材を活用した定期的な研修の実施と継続
- ⑥配備した防災倉庫及び機材等の管理・保全

⑦配備した機材の定期的な運用や活用、適宜適切なメンテナンスの実施

⑧上記のほか、防災拠点及び災害支援全般に関すること

イ 事業の継続

法令及び条例等に違反しない限り、支援金の交付終了後も上記1記載の内容を継続して実施する。

ウ その他

本協定は、B & G財団の「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業」の一環として締結するものであり、協定内容は全国一律となっている。

(2) 今後の予定

令和6年度～ 救助艇研修、周辺自治体との合同研修（重機操作研修等）

2 石巻市成年後見制度利用支援事業における報酬助成対象者等の拡充について（保健福祉部）

成年後見制度を利用するに当たって、成年後見人等への報酬支払いが発生する場合があるが、報酬は成年被後見人等の財産から支出されるため、経済的又はその他の理由により報酬を捻出できないケースが散見される。

本市では、成年後見制度利用支援事業を実施し、成年後見人等への報酬費用を捻出することが困難な成年被後見人等に助成を行っているが、その対象を市長の申立てにより成年後見制度の利用を開始した者に限定している。

そのため、本人や親族による申立てにより同制度の利用を開始した者は経済的に困窮していても助成の対象とならず、後見等を開始した際の形式により制度利用に対する負担が変わるという不公平な状況になっている。

成年後見人等への報酬助成の対象者等を拡充することで、公平な成年後見制度の利用促進を図る。

(1) 主な内容

成年後見人等への報酬助成を次のとおり改正する。

	改正後	現 行
1 助成対象者	石巻市に住所又は居所を有する成年被後見人等（住所地特例者等を含む）	<u>石巻市長の申立てにより</u> 成年後見制度の利用を開始した成年被後見人等
2 報酬の範囲	後見人等（※1）、 <u>後見監督人等</u> （※2）に対する報酬	後見人等に対する報酬
3 助成の要件	(1)生活保護受給者等 (2)一定の経済的要件（※3）を満たす者 (3)その他報酬の支払い費用を負担することが困難である者	(1)生活保護受給者等 (2)その他報酬の支払い費用を負担することが困難である者

※1 成年後見人、保佐人及び補助人（親族が選任されている場合を除く）

※2 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人

※3 以下の全てを満たす者

ア 本人が市民税を課税されていない者であること。

イ 本人の現金及び預貯金額が、報酬額に70万円を加えた金額を下回ること。

ウ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

(2) 今後の予定

- 令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案
- 3月 石巻市成年後見制度利用支援事業実施要綱の全部改正
(施行予定年月日：令和6年4月1日)
- 4月 市報、市ホームページ等による周知

3 石巻市勤労者生活安定資金融資制度の資金用途の拡充等について（産業部）

本制度は、大企業と中小企業の福利厚生面での格差是正するために創設された制度であり、東北労働金庫が窓口となり市からの預託金に対し融資限度額を設け、低金利で中小企業の勤労者に対し融資を行っているが、近年は利用が低調に推移しており、利用しやすい制度内容への改正が必要となっている。

融資を希望する中小企業勤労者が利用しやすい制度内容に改正し、中小企業勤労者の生活の維持安定に寄与するもの。

(1) 主な内容

ア 現行

資金用途	一般生活資金	教育資金	自動車資金
融 資 額	100万円以内	300万円以内	200万円以内
貸付利率	2.75%	1.45%	1.45%
資金用途	勤労者等の婚姻、出産、療養、葬祭、住居移転、住宅修理、災害復旧その他生活の安定のために必要な資金	勤労者等の学校等への入学又は在学に必要な資金	通勤に供する自動車の購入に必要な資金

イ 拡充等の内容

- ①一般生活資金 旅行、家電、家具の購入等、その他生活の安定のために必要な資金を明文化
- ②教育資金 塾、講座受講、資格取得等、教育に関連する資金用途の拡充
- ③自動車資金 車検、運転免許取得、タイヤ等、自動車に関連する資金用途の拡充
- ④融資対象者の資格緩和
 - ・市町村民税の完納や連帯保証人を付すことは求めない。
 - ・各資金を重複して融資を受けることも可とする。

(2) 今後の予定

- 令和6年2月 石巻市勤労者生活安定資金融資規則の一部改正
(施行予定年月日：令和6年4月1日)

4 地方公営企業法施行令の改正に伴う関係規則の整理について（建設部）

地方公営企業法施行令の一部改正を含む「地方自治法施行令等の一部を改正する政令」が公布され、公金事務の私人への委託に関する制度の見直しに伴う改正や条の繰上げが行われた。

地方公営企業法施行令の改正に伴い、同施行令を引用する石巻市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の整理を行うもの。

(1) 主な内容

地方公営企業法施行令の条の繰上げ及び削除に伴い、規則における引用条項の整理を行うもの。
石巻市下水道事業の財務に関する特例を定める規則新旧対照

改 正	現 行
<p>(支出事務の委託) 第38条 第34条の規定は、<u>法第33条の2</u>の規定により、私人に必要な資金を交付して支出事務の委託を行う場合について準用する。 (随意契約) 第94条 <u>施行令第21条の13</u>第1項第1号の規定により随意契約とすることができる場合は、石巻市契約規則第18条に規定する額とする。 2 <u>施行令第21条の13</u>第1項第3号及び第4号の規定により定める手続は、石巻市契約規則第18条の2に規定する手続とする。 (入札保証金及び契約保証金) 第95条 <u>施行令第21条の14</u>の規定により定める入札保証金及び契約保証金の額は、石巻市契約規則第5条及び第25条に規定する額とする。</p>	<p>(支出事務の委託) 第38条 第34条の規定は、<u>施行令第21条の11</u>第1項の規定により、私人に必要な資金を交付して支出事務の委託を行う場合について準用する。 (随意契約) 第94条 <u>施行令第21条の14</u>第1項第1号の規定により随意契約とすることができる場合は、石巻市契約規則第18条に規定する額とする。 2 <u>施行令第21条の14</u>第1項第3号及び第4号の規定により定める手続は、石巻市契約規則第18条の2に規定する手続とする。 (入札保証金及び契約保証金) 第95条 <u>施行令第21条の15</u>の規定により定める入札保証金及び契約保証金の額は、石巻市契約規則第5条及び第25条に規定する額とする。</p>

(2) 今後の予定

令和6年3月 石巻市下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正
(施行予定年月日：令和6年4月1日)

5 浄化槽切替助成事業補助金の見直しについて（建設部）

平成30年4月以降、下水道事業の供用開始区域で、浄化槽から下水道への接続替えを行う者に対し、工事費用の一部を補助している。

一方、経済的な負担が下水道接続阻害要因となっており、供用開始時から実際に下水道に接続するまで、3年超の時間を要している事例が多く見受けられる。

下水道への早期接続を促進し、生活環境及び公衆衛生の維持・向上を図るため、下水道接続に係る補助金額及び補助対象の見直しを行うもの。

(1) 主な内容

見直し内容

	改 正 (案)	現 行
名 称	石巻市下水道接続助成事業補助金交付要綱	石巻市浄化槽切替助成事業補助金交付要綱
助成対象	既設の浄化槽又はくみ取便所を廃止し、公共下水道（農業集落排水施設を含む。）に接続した者	既設の浄化槽を廃止し、公共下水道に接続した者
助成金額	(1) <u>下水道に接続できる時（処理区域において下水道が供用開始となった時）から3年以内に接続</u> 上限20万円(※) (2) (1)以外 上限10万円	上限10万円

※新制度施行後3年間は、下水道に接続できる時から3年を経過していても、(1)の助成の対象とする。

(2) 今後の予定

令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市浄化槽切替助成事業補助金交付要綱の一部改正

(施行予定年月日：令和6年4月1日)

ホームページ、窓口、工事説明会で案内

【その他】

- ・本会議等における対応について（総務部）
- ・令和6年市議会第1回定例会における施政方針関係の対応について（復興企画部）

以上